こんにちは! 日本共産党の 守れ 憲法 9条

ご相談はお気軽にお寄せください

138 2009年8月7日 〒319-1112 東海村村松2401-2 oon a tou kai@yahoo.co.jp 電話・ファックス 029-284-0761

東海産廃訴訟特集

梶山下三理学博士の意見書に対する

県・業者側の反論に関する学習会開かれる

7月29日、中丸コミセンにおいて梶山理学博士(弁 護士)を講師に、上記学習会が開かれました。

この間、裁判で住民側は、大豊プラント計画の問 題点について、梶山先生に「意見書」として書いてい ただき裁判所に提出してきました。

これに対する県・業者側の反論では、無意味なも のであったり、重大な指摘には答えていなかったりと いっそう問題が明らかになってきています。

たくさんある問題点の中から、この紙面で紹介可能 のものについて掲載させていただきます。

詳細は、梶山先生の意見書がありますので、声を かけていただければ、ご覧いただけます。

問題点2

保管庫過小設計の真意は何か 保管庫の容量が極めて過小になって

いることは、毎日2回以上排出元から搬入されないと、 即時にその日の焼却計画が破綻する。そのうえ、搬 出入車両の数が増加して廃棄物の運送コストが跳 ね上がる。誰が見ても「非現実的保管計画」である。

廃棄物の保管は「野ざらし」が禁止されており、風 雨を避けるために「屋根」も必要であるため、それなり の費用がかかるので、不足することは目に見えても 最小(必要な容量以下)にして計画する。現実には 不足分は「野積み、野ざらし」で賄おうとする例は結 構ある。

次回裁判の日程をお知らせします ぜひ傍聴をお願いします

第9回行政訴訟 9月16日(水)午前10時30分~

第8回の裁判で、裁判所が県側に求めた「経理的 基礎について、厚生省基準に照らしてどう判断した のか」ということに対する県側の釈明があります。

住民側もはじめから気になっていた点です。

問題点1

重要な実務上の対応

操業開始見込み時期にあわせて、 あらかじめ排出事業者等と廃棄物処理受託契約 の締結又はその予約、覚書の取り交わしなどを行 い、年間に処理受託する廃棄物の種類・数量など をある程度確保しておく。

上記各排出元から処理受託する廃棄物の種 類ごとに、その性状(元素組成、低位・高位発熱量、 物理的性状等)を把握しておく(これらのデータが 「廃棄物の仕様」と言われるものである)。

以上のことがなされていないことから、プラントメー カーは「処理すべき廃棄物の仕様がないため、性 能保証は免除させていただきます」と明言している が、県はこれをどう判断し許可したのか。

問題点3 11?!

ヒ素は気体として絶対に排出されな

業者側の意見書で「ヒ素は気体として放出される ことはあり得ない」と断定しているくだりがある。しか も、それは「他の重金属についても同様である」と 述べている。

これは業者側の技術者が述べているものだが、 問題なのは、「全ての物質は、固体液体気体 の三相を有し、一気圧のもとで固体が液体に転化 する温度を融点といい、液体が気体に転化する温 度を沸点という。そのもとで、固体の状態でもその 一部は気体化(ガス化)する・・・」などの現象につ いて無知の状況であるということである。

学習会 (仮称)有害物質はこう広がる 8月26日(水)午後6時30分から

中丸コミセン会議室

講師 青山貞一武蔵工業大学教授

どなたでも参加できます。ご参加お待ちしています。